

鳥取県介護職員実務者研修受講支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）を遵守し、同規則第4条の規定に基づき、鳥取県介護職員実務者研修受講支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、介護サービス事業者が雇用する職員に介護職員実務者研修（以下「実務者研修」という。）を受講させるために負担する受講料の一部を補助し、職場内でのスキルアップ支援の環境整備を図るとともに、介護福祉士国家資格の取得促進を図る事業者の取組を支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「実務者研修」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第2号に基づき文部科学省及び厚生労働省の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設が行う研修に係るものをいう。

(補助金の交付)

第4条 本補助金の額は、雇用する職員が実務者研修を受講するにあたり、必要となる受講料を介護サービス事業者が負担した経費（ただし、教材費を除く。以下「補助対象経費」という。）と10万円のいずれか低い額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）以下とする。

2 第5条に掲げる者に対し、予算の範囲内で交付する。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、鳥取県内に所在する別表に掲げる種別の介護サービス事業者のうち、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 事業所内で雇用する職員が、実務者研修を受講するために必要な受講料のすべて又は3分の2以上を事業者が負担していること。
- (2) 鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課長が定める期間内に実務者研修を修了していること。
- (3) 実務者研修を修了した職員は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）による介護福祉士の国家資格取得に係る国家試験を受験すること又は資格取得への明確な意志を示すこと。
- (4) 介護サービス事業者は、職員が前項に掲げた国家試験を受験するにあたり、職場内の環境づくり及び合格に向けた支援を行うこと。
- (5) 下記の制度及び事業により実務者研修の受講料に対する支援や補助、助成を受けていないこと。

ア 求職者支援制度（求職者支援訓練）

イ 教育訓練給付制度（一般教育訓練給付・専門実践教育訓練給付）

ウ 母子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業

エ 国、都道府県、市町村が実施する実務者研修受講料補助事業

オ その他実務者研修に係る補助、給付事業

(交付申請及び実績報告の時期等)

第6条 規則第5条及び第17条第1項に規定する申請及び実績は様式第1号によるものとし、同規則第5条第1号、第2号及び同規則第17条第2項第1号、第2号に掲げる書類は、省略するものとする。

- 2 前項に規定する交付申請及び実績報告は、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）会長が別に定める日までに県社協会長に提出しなければならない。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第4条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額と10万円のいずれか低い額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、前条の規定による申請があったとき、内容を審査し、補助の可否を決定し、原則として、前条に掲げる様式1号の申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。
- 3 県社協会長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。
- 4 補助対象者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに県社協会長に報告し、県社協会長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県社協に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月28日から施行し、平成31年度事業から適用する。

別表

通し番号	事業所種別
1	第1号通所事業（介護保険法第115条の45第1項第1号のロ）
2	老人デイサービスセンター
3	指定通所介護（指定療養通所介護を含む）
4	指定介護予防通所介護
5	指定認知症対応型通所介護
6	指定介護予防認知症対応型通所介護
7	老人短期入所施設
8	指定短期入所生活介護
9	指定介護予防短期入所生活介護
10	養護老人ホーム
11	特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）
12	軽費老人ホーム
13	ケアハウス
14	有料老人ホーム
15	指定小規模多機能型居宅介護
16	指定介護予防小規模多機能型居宅介護
17	指定複合型サービス
18	指定訪問入浴介護
19	指定介護予防訪問入浴介護
20	指定認知症対応型共同生活介護
21	指定介護予防認知症対応型共同生活介護
22	介護老人保健施設
23	指定通所リハビリテーション
24	指定介護予防通所リハビリテーション
25	指定短期入所療養介護
26	指定介護予防短期入所療養介護
27	指定特定施設入居者生活介護
28	指定介護予防特定施設入居者生活介護
29	指定地域密着型特定施設入居者生活介護
30	サービス付き高齢者向け住宅
31	第1号訪問事業（介護保険法第115条の45第1項第1号のイ）
32	指定訪問介護
33	指定介護予防訪問介護
34	指定夜間対応型訪問介護
35	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
36	介護医療院